

2024年1月1日以降の贈与分から改正
暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円
ただし，相続時には，死亡前 7 年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税 （納付済みの贈与税は税額控除）
延長 4 年間に受けた贈与については総額 100 万円まで相続財産に加算しなし




※゙ * ま





















3 暦
$\qquad$


7生
































